豊橋市教育委員会定例会会議録

平成26年9月18日 開催

署 名 者

豊橋市教育委員会 村 井 總一郎 委員長

木 下 治 委 員

加藤正俊委員

豊 橋 市 教 育 委 員 会

平成26年9月18日(木)午後3時00分、豊橋市教育委員会定例会を教育委員会室 において開催し委員参集す。

出席委員

村 井 總一郎 委員長 、木 下 治 委 員 、芳 賀 亜希子 委 員 、朝 倉 由美子 委 員 、加 藤 正 俊 委 員

説明のため出席した職員 豊橋市教育委員会事務局

永 田 憲 司 教 育 部 長

村 田 安 朗 教 育 部 次 長

加藤喜康教育政策課長

宮 崎 正 道 学校教育課長

松 井 雄一郎 保健給食課長

森 田 教 義 生涯学習課長

蔵地宏美スポーツ課長

金子尚央図書館長

三 世 善 徳 美術博物館副館長

家 田 健 吾 科学教育センター所長

総合動植物公園部 中 村 一 吉 自然史博物館主幹

議事日程

8月定例会会議録の承認

1 報告事項

- (1) 平成26年9月市議会定例会における一般質問等(教育関係)について
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う説明会 (9/10: 岐阜大学講堂にて) について
- (3)「学校警察連携制度」について
- (4) 「安全教育の手引」「食物アレルギー対応の手引」の発行について
- 2 定例会の日程等について

それでは、ただ今から、豊橋市教育委員会9月定例会を開催します。

最初に、会議録署名者の決定をしたいと思います。教育委員会会議規則第23条により、私から指名させていただきます。

今回は、加藤委員と木下委員にお願いしたいと思いますが、ただ今の指名にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

(委員長)

ご異議もありませんので、そのように決定をいたしました。それでは、議事日程に沿って進めてまいりたいと思います。

「8月定例会の会議録の承認」ですが、何かご意見はございませんか。

(「特になし」の声あり。)

(委員長)

特にご意見、質問もありませんので、この内容により公開して参ります。

それでは、次に移りたいと思います。「日程第1 報告事項(1)平成26年9月市 議会定例会における一般質問等(教育関係)について」でございますが、事務局から説 明をお願いします。

■教育政策課長 報告事項(1)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

(芳賀委員)

陳情に関係してですが、子ども子育ての条例制定については、今進めている状況なのでしょうか。

子ども子育て会議については、条例制定のお話しがでておりましたが、どうなっているのでしょうか。

(教育部長)

今の形を踏襲して条例化していきますので、附属機関として残ります。

尾崎議員の質問より、片道30キロメートル以上の長距離通勤をしている教職員は、15人いるとのことですが、採用時から30キロメートル以上のところに住んでいたという事ですか。それとも、採用後に30キロメートル以上のところに家を建てたなどということですか。

そこまでは、分からないですかね。

(学校教育課長)

基本的には、両方ともあります。

大部分は、途中で結婚や転居などをして変わったというものです。

(委員長)

子どもの面倒をみるという職務にある人が、片道30キロメートル以上の通勤を毎日するという状況は、通勤をすることができる、できないという現実的な問題はさておき、私は相応しくないと思います。何かあったときに学校へすぐ駆けつけることができる方がいいと思いますし、通勤による疲れも生じると思います。

私たち企業であれば、長距離通勤の人は雇わないです。営業などは別ですが、現場の 生産の人であれば、それだけ通勤手当がかかりますし、安くすれば他の人の割り当てを 増やせるわけですから。

教育者として立派な方だとは思いますが、30キロメートルもかけて、勤務内容から考えてあまり相応しい状況ではないと思います。ここにタイムマネジメントと書いてありますが、在校時間の削減や仕事の削減は、通勤時間の長い人がいるから行うのではなくて、もっと仕事をしっかりとしてもらうために取組む必要があると思います。近いところから通える教員を雇うような教育制度でありたいと思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、「報告事項(2)地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う説明会について」に移ります。それでは事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 報告事項(2)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。

(木下委員)

豊橋市の場合、教育委員会定例会を今までどおり毎月行い、総合教育会議は年に3回から4回ほど行うという事ですね。

(教育政策課長)

そうです。

来年は、大綱を策定するので3回から4回開催しなければならないかなと思います。

(木下委員)

新教育長の職務代理者は、今の委員会でいうと委員長の立場の人が教育長職務代理者になるということですね。

(教育政策課長)

役割は異なりますが、そうですね。

教育長の職務は、教育長に何かあれば教育長職代理者や委任を受けた事務局職員等が 行う事になります。

(委員長)

委員としての経験年数などを踏まえて決めるのでしょうね。

(委員長)

配付された資料に、「平成26年度中にあらかじめ教育の大綱を定めておき、平成27年度に入ったらただちに大綱を議決することは可能か」という質問に対して回答が、「可能である。ただ、効果が生じるのは総合教育会議で議決された後になる。」とありますが、この「議決」とは何ですか。

総合教育会議は、議決をする場ではないという説明がありましたが、どういうことで すか。

また、「関係としては、教育委員会と首長は、1対1の関係であり」とありますが、 お互いが1票ずつ持っているということですか。

(教育政策課長)

これは、おかしいですね。

協議調整をして決めるとありますので、議決ではないですね。

1対1というのは、対等であるということを言っているのであって、票数を言っているわけではないです。それぞれが、対等だという意味で言っています。

(委員長)

そして、「首長と協議をするのは個々の教育委員ではなく教育委員会。教育委員の間で意見がバラバラというのはありえない。」とあります。例えば、総合教育会議で首長が何か言った時に、そのことに対して教育委員はバラバラに意見を言ってはいけないということだと思いますが、おかしくないですか。

(教育政策課長)

常に教育委員の意見が一致しているということは、ないですよね。

(委員長)

常に教育委員の意見を一致させて総合教育会議へ持ってきて、それを首長と1対1で話し合って決めるとなると、首長と教育長が組んでしまえば、教育委員は何も発言をできなくなってしまうではないですか。

そんなことで教育の中立が守れるのですか。

法律が決まったのはいいですが、解釈をしっかりしておく必要があります。こんな解釈で運営すれば大変なことになってしまいます。今までは、教育長も委員の1人であったので、教育委員長がしっかりしていれば、委員としてそれは駄目だと言う事ができました。

私は、この解釈はおかしいと思います。

(教育長)

総合教育会議が、出たところ勝負で議論をするのなら委員の意見がバラバラになるのは、分かります。会議へ持って行くための過程が問題です。今回はこういうことについて首長と総合教育会議で協議するため、事前に教育委員会としての意見をまとめ一定の方向性を定めるために定例会を招集するならどうでしょう。出たところ勝負だと意見が割れてしまうので、教育委員の意見はそれぞれあったとしても教育委員会としての意見をある程度合意し、総意として総合教育会議に臨むのであれば、教育委員の意見は反映することができると思います。

(委員長)

ですけど教育長、それはおかしいと思います。

年に4回もやるのに、そんなことを練りこんでいる暇があるかということと、ここで 紙に示されたもので討議をして実際に首長から意見を聞いたら、ニュアンスや表現が違 うと感じることがあると思います。また、同じことを聞いても違うと思わない委員もい ると思うのです。

そんな会議はやっても仕方がないと思います。

会議で初めて話を聞いて、もっと踏み込んでやりましょうとか、そこまではできない

ですよっていうことを言えないのは、おかしいと思います。

(教育長)

教育委員の意見が割れるようなことになれば、持ちかえって教育委員会としての意見を合意することになるので、意見を言うことができないわけではないです。ここで言っているのは、教育委員会がいくつもの意見を持っていることがおかしいと言っているのです。

もうひとつ説明会で出た大綱というものについて、イメージが湧かないです。

資料の例示を見ると、統廃合のことだとか、学力テストの結果を云々とありますが、 一方では教育の大綱なので、大綱は、大きいことですよね。大綱と言えば、理念である とか、豊橋の教育の今後の大きな方向性というようなものとして捉えます。

また、今策定してある教育振興基本計画があります。豊橋市教育振興基本計画は、1 0年を見越していますが、教育振興基本計画を大綱として位置付けることができるとあります。

でも、教育振興基本計画に書いてある内容と例示してあるものとマッチングしないように感じます。

大綱を決めるとは何でしょうか。

(委員長)

質疑応答には、大綱を議決すると書いてあります。

そこまでいくとおかしいですよ。

だから、何と言うのか大綱を策定すると言う事になると、首長が主宰しているので首 長が策定するわけなので、首長が勝手に策定すればいいということですか。

そして、教育長のチェック機能を教育委員に持たせることについて、3分の1の同意 が必要ですので、4人の委員なら2人が手を挙げればいいということですね。

当然、独走するような教育長では困りますよね。

(委員長)

そのうち独走するような教育長が来ると思いますよ。

首長が人事権を持っているのですから。

教育分野としての自治権を持っていたいですよね。

(教育長)

教育委員会として刷り合わせるのは、教育振興基本計画を5年に一回の見直しを、総合計画の見直しと一緒に行います。その時に総合教育会議を開いて首長から意見をもらって教育振興基本計画へ反映させることができるかどうかの議論を進めるのですかね。

総合教育会議の内容は、その位であって欲しいと思います。

(教育政策課長)

それは、自治体で決めることができます。

(教育長)

そうでないと、委員長が言うようにおかしな部分をたくさん残した形になっていますから。

人口減少化時代に入っていますが、統廃合についてどう考えているかという事は、首 長からも意見が出てくると思います。その時に教育委員会として、絶対受け入れられま せんとなったら、いつまでたっても進まずにまとまらない状況になります。

その時にどうするのか、という話をして教育振興基本計画のどこへ入れ込んでいくか を話し合うような感じになるのですかね。

そして、総合教育会議では、そのようなことから教育哲学まで、教育について幅広く 語れるような場にしたいです。

だから、教育に精通した教育委員会に任せる部分とまちづくり全体の視点から取り入れていく部分のすり合わせをうまくやっていく必要があります。

(委員長)

まちづくりも含めた視点から考えることになるのでしょうかね。

(教育長)

大綱と総合教育会議の問題がありますね。

内外教育への寄稿にも書きましたが、法律上は教育の継続性、安定性、中立、レイマンコントロールが残りましたが、いつでもそのような部分へも首長が関与できる形になっているだけに首長や教育長の人の問題に関わってきます。

(木下委員)

最後は、そこですよね。

(教育長)

地方議会は、市民の代表としてチェック機能を発揮しないと困りますし、首長が提案 をしたら何でも可決するようでは、困りますよね。

(委員長)

それは、違うと言える機関でなければ駄目ですね。

(教育長)

各自治体の一番の関心事は、総合教育会議をどういう風にするとか、大綱がどうなる のかということですかね。

(教育政策課長)

そうですね。それに関する他都市からの照会がありますが、未定なところが多いです。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

(教育政策課長)

また、新しい情報があれば委員のみなさんに提供をしていきたいと思います。

(委員長)

特にないようですが、他に報告事項はございませんか。

(学校教育課長)

学校教育課から2点お願いします。

まずは、報告事項(3)「学校警察連携制度」についてです。

(委員長)

はい、説明をお願いします。

■学校教育課長 報告事項(3)について説明(別添資料)

(委員長)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。 よろしいですか。

では、次の報告をお願いします。

(学校教育課長)

それでは、報告事項(4)「安全教育の手引」「食物アレルギー対応の手引」の発行 についての説明をさせていただきます。

■学校教育課長・保健給食課長 報告事項(4)について説明(別添資料)

ただ今の報告について何か、ご意見、ご質問などはありませんか。 報道へはいつでるのですか。

(学校教育課長)

9月24日に記者へのレクチャーを行いますので、取り上げていただれば翌日以降に 掲載されると思います。

(委員長)

他にご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、次の「日程第2 定例会の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

■教育政策課長 定例会の日程等について説明

(委員長)

ただいま説明のあった10月1日に開催する臨時会についてですが、委員長及び職務代理者は共に9月30日までの任期でございますので、10月臨時会開催時において会議を主宰する者が不在となります。そこで、10月臨時会を主宰する者について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条」に基づき委員長が欠けた場合の職務代理者を指定したいと思います。本来、単記無記名投票により行うものですが、皆さまの異議がございませんようでしたら指名推薦の方法を取ることもできますので、今回は指名推薦の方法によりたいと考えますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(委員長)

ご異議もございませんので、指名推薦によることと決定しました。それでは、どなたかご推薦をお願いいたします。

(木下委員)

今回、任期が継続している芳賀委員が適任かと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議もありませんので、10月臨時会を主宰する職務代理者は、芳賀委員と決定をしました。

他に何かありませんか。ないようでしたら、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後4時10分 閉会

豊橋市教育委員会委員長

委 員

委 員